

件名

銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件

○ 平成十年^{金融監督庁}大蔵省告示第九号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改 正 案	現 行
（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） 第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社（<u>法</u>第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。 2 （略） （リース業務の範囲等）	（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） 第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社（同<u>法</u>第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。 2 （略） （リース業務の範囲等）

第二条 規則第十七条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二項第十八号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第十七条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二項第十八号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二（略）

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第十七条の三第二項第三十八号に規定する金融庁長官の

第二条 規則第十七条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第十七条の三第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第十七条の三第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第十七条の三第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二（略）

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第十七条の三第二項第三十八号に規定する金融庁長官の

定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六 （略）

七 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）

八 （略）

定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六 （略）

七 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）

八 （略）

○ 平成十年金融監督庁告示第十号（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
（長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） 第一条 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第六条第一項第一号に規定する債務の保証のうち、当該長期信用銀行並びに当該長期信用銀行及びその長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条前段において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（長期信用銀行法施行令第六条前段において準用する銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。	（長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） 第一条 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第一項第一号に規定する債務の保証のうち、当該長期信用銀行並びに当該長期信用銀行及びその長期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）の子会社（同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条前段において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（長期信用銀行法施行令第六条前段において準用する銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。

(リース業務の範囲等)

第二条 規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第六条第三項第十三号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2

前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第六条第三項第十三号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

(リース業務の範囲等)

第二条 規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第四条の五第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2

前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第四条の五第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 規則第四条の五第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～六 (略) 七 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 八 (略)	第三条 規則第四条の五第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～六 (略) 七 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 八 (略)
---	---

○ 平成十年金融監督庁告示第十一号（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十	（リース業務の範囲等） 第二条 規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第六十四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第六十四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第六十四条第五項第十一号イからハまでの要件をす

七号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～五 (略) 六 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 七 (略)	べて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～五 (略) 六 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 七 (略)
---	---

○ 平成十年金融監督庁告示第十二号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 規則第四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲	（リース業務の範囲等） 第二条 規則第四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて

<u>げる業務</u>による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 五 (略) 六 リース業務に係る機械類その他の<u>物件</u>と同種の機械類その他の<u>物件</u>(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の<u>物件</u>の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 七 (略)	<u>満たす契約に基づいて行われる業務</u>による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 五 (略) 六 リース業務に係る機械類その他の<u>物品若しくは物件</u>と同種の機械類その他の<u>物品若しくは物件</u>(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の<u>物品若しくは物件</u>の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 七 (略)
---	---

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十八号（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件）

改正案	現行
（同一人に対する貸付金） 第六条（略） 2 規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める資産は、総資産（外国保険会社等にあつては日本における総資産）のうち貸付金（前項各号に掲げるものを除く。）及び法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限る。）とし、規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める割合は、百分の三とする。	（同一人に対する貸付金） 第六条（略） 2 規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める資産は、総資産（外国保険会社等にあつては日本における総資産）のうち貸付金（前項各号に掲げるものを除く。）とし、規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める割合は、百分の三とする。

○ 平成十年金融監督庁告示第十四号（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務） 第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。 一～六 （略） 七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。） 八 （略）	（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務） 第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。 一～六 （略） 七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。） 八 （略）

○ 平成十一年金融監督庁告示第六号（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）及びリース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）（以下この条において「中古物件売買等業務」という。）による収入の額の合計額に占める法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定	（リース業務の範囲等） 第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）及びリース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）（以下この条において「中古物件売買等業務」という。）による収入の額の合計額に占める規則第五十六条の二第二項第二十三号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定

める基準は、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び中古物件売買等業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略)	める基準は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び中古物件売買等業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第五十六条の二第二項第二十三号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略)
--	--